

お住まいの家の耐震化をお考えのみなさまへ

下諏訪町木造住宅耐震診断・改修補助金

下諏訪町では、長野県と協力し、近い将来発生すると予想されている糸魚川静岡構造線断層帯の地震等に備え、木造住宅の耐震化を推進しています。地震に対する備えをしておきましょう。

〈事業概要〉

- 無料で、建築士による耐震診断を受けることができます。
 - 既存木造住宅の耐震改修工事又は除却工事に要する費用に対し、補助金を受けることができます。

【耐震改修工事等】

- ・耐震改修工事等に要する費用の5分の4
 - ・補助金限度額：115万円

※耐震改修工事等とは、既存木造住宅の耐震性能向上を目的として行う工事及び、当該工事を行うための補強設計・監理。

※設計後、耐震改修工事を行うことを要件としているため、設計のみは補助対象となりません。

【除却工事】

- ・除却工事に要する費用の2分の1
 - ・補助金限度額：97.86万円

※現地建替えを行うための除却工事が対象となります

※除却工事について 家財等の動産は補助対象となりません。

※除却工事後の住宅新築工事は、信州健康ゼロエネ住宅助成金の対象となる場合があります。詳しくは畠中住家供給公社〔026-227-1322〕にお問い合わせください。

〈対象物件〉

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前（旧耐震基準に基づき）に工事着手した木造住宅
 - ・一戸建ての住宅 又は 1/2 以上が住宅として使用されている併用住宅
(長屋、共同住宅 及び 賃貸住宅は対象外となります)
 - ・在来工法で階数が 2 階以下の住宅
(ツーバイフォー工法や非木造住宅は対象外となります)
 - ・昭和 56 年 6 月 1 日以降に増改築を行っている場合、それ以前に着工された床面積が、延べ面積の過半を占める住宅
※昭和 56 年 6 月 1 日以降に増改築がある場合、補助の対象は昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された部分の工事に要する経費に限ります
 - ・長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の住宅
 - ・耐震改修工事の結果、総合評点が 0.7 以上かつ工事前の評点を上回る工事、または当該住宅の除却工事

※補助金の交付申請を行う前に、耐震改修工事又は除却工事に着手してしまうと、補助は受けられませんのでご注意ください。

※補強設計・監理を含む補助金交付申請をする場合は、設計の契約を結ぶ前にご相談ください)

※その他の補助金との重複は原則出来ません。詳細はご相談ください。

- ・本補助金に関するその他要件・手続き方法などの詳細は町HPをご覧ください。
こちらのQRコードからご覧いただけます→ 



◆問い合わせ・申請先

下諏訪町 建設水道課 都市整備係 TEL:0266-27-1111 (内線 243)

Mail : tokei@town.shimosuwa.lg.jp